

(令和4年度決算) 健全化判断比率等について

(内容現在：令和5年9月8日)

概要等

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年制定）」の規定により、令和4年度厚岸町の健全化判断比率及び資金不足比率（以下「健全化判断比率等」という。）の算定を行い、8月の監査委員の審査を経て、9月の定例町議会に報告されています。

厚岸町の令和4年度の決算に基づき算定された健全化判断比率等は、下の表のとおりです。すべての指標が基準を下回っており、町財政は健全に運営されています。

各比率の算定式については、町ホームページに掲載しています。

健全化判断比率

健全化判断比率は、次の4つの指標をいいます。

1 実質赤字比率

一般会計等の実質的な赤字額（実質赤字額）が、標準財政規模に対してどのくらいの割合なのかを示す指標です。

実質赤字額がない場合の比率は、「－」（比率なし）となります。

2 連結実質赤字比率

すべての会計の実質的な赤字額（連結実質赤字額）が、標準財政規模に対してどのくらいの割合なのかを示す指標です。

連結実質赤字額がない場合の比率は、「－」（比率なし）となります。

3 実質公債費比率

一般会計が負担しなければならない実質的な借入返済金（公債費）や特別会計等の借入返済金などが標準財政規模に対してどのくらいの割合なのかを示す指標で、過去3ヵ年の平均値をいいます。

4 将来負担比率

一般会計等が負担しなければならない実質的な負債が、標準財政規模に対してどのくらいの割合なのかを示す指標です。

この4つの指標のいずれかが早期健全化基準以上または資金不足比率が経営健全化基準以上となった場合は、「財政健全化計画または経営健全化計画」を議会の議決を経て策定し、財政の健全化に向けて取り組まなければなりません。

令和４年度健全化判断比率

(単位：％)

	実質赤字 比 率	連結実質 赤字比率	実質公債費 比 率	将来負担 比 率
令和４年度決算	— (▲11.32)	— (▲15.06)	11.5	82.4
早期健全化基準	14.71	19.71	25.0	350.0
財政再生基準	20.0	30.0	35.0	

※実質赤字比率及び連結実質赤字比率の「▲」表示は、黒字比率を示す。

将来負担比率の算定において、仮に備荒資金組合超過納付金（災害など将来の財政需要に備えるための積立金）を算入した場合の比率は57.2%となります。

令和４年度資金不足比率

公営企業会計の資金不足額が、その会計の事業規模に対してどのくらいの割合なのかを示す指標です。

資金不足額がない場合の比率は、「－」（比率なし）となります。

(単位：％)

	企業会計		特別会計	
	水道事業 会 計	病院事業 会 計	簡易水道 事業会計	下 水 道 事業会計
令和４年度決算	— (▲62.2)	— (0)	— (▲1.5)	— (0)
前年度の比率	(▲71.0)	(0)	(0)	(0)
経営健全化基準	20.0	20.0	20.0	20.0

※比率の「▲」表示は、黒字比率を示す。

令和4年度健全化判断比率等算出表

実質赤字比率

(単位:千円)

会 計	歳入決算額 ①	歳出決算額 ②	収 支 ③=①-②	翌年度繰越財源 ④	実質収支 ⑤=③-④	
一般会計	12,069,237	11,422,507	646,730	27,155	619,575	A
					標準財政規模	α
					実質赤字比率 (%)	A/α
					[R3比率]	▲ 10.68

※比率の「▲」表示は黒字比率を示す。

連結実質赤字比率

<公営企業会計以外の特別会計>

会 計	歳入決算額 ①	歳出決算額 ②	収 支 ③=①-②	翌年度繰越財源 ④	実質収支 ⑤=③-④	
国民健康保険特別会計	1,322,383	1,309,457	12,926	0	12,926	B
介護保険特別会計	1,159,804	1,131,542	28,262	0	28,262	C
後期高齢者医療特別会計	154,508	154,038	470	0	470	D
介護老人保健施設事業特別会計	88,215	84,980	3,235	0	3,235	E

<公営企業会計(非法適用)>

会 計	歳入決算額 ①	歳出決算額 ②	収 支 ③=①-②	翌年度繰越財源 ④	実質収支 ⑤=③-④	
簡易水道事業会計	117,346	116,327	1,019	0	1,019	F
下水道事業会計	864,100	859,285	4,815	4,815	0	G

<公営企業会計(法適用)>

会 計	流動資産 ①	流動負債 ②	控除企業債等 ③	解消可能資金不足額 ④	資金不足・剰余額 ⑤=①-②+③+④	
水道事業会計	177,475	104,686	85,893	0	158,682	H
病院事業会計	149,886	279,025	153,885	158,160	0	I
					A~Iの合計	J
					連結実質赤字比率 (%)	J/α
					[R3比率]	▲ 14.95

※比率の「▲」表示は黒字比率を示す。

[総合政策課財政係]

実質公債費比率

(単位:千円)											
	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪
	元利償還金の額 (繰上償還額等を 除く)	積立不足額を考 慮して算定した額	満期一括償還地 方債の1年当たり の元金償還金に 相当するもの(年 度割相当額)	公営企業に要す る経費の財源とす る地方債の償還 の財源に充てたと 認められる繰入金	一部事務組合等 の起こした地方債 に充てたと認めら れる補助金又は 負担金	公債費に準ずる 債務負担行為に 係るもの	一時借入金の利 子	特定財源の額	事業費補正により 基準財政需要額 に算入された公 債費	災害復旧費等に 係る基準財政需 要額	密度補正により基 準財政需要額に 算入された準元利 償還金及び準元 利償還金(ただし、 ④～⑦に係るもの は、地方債の元利 償還額を基礎とし て算入されたもの に限る)
令和2年度	1,037,273			413,909	77,634	36,994	121	88,987	185,098	719,307	65,118
令和3年度	1,025,191			409,148	78,069	46,736	49	86,536	172,863	722,164	64,947
令和4年度	1,039,503			460,145	77,826	40,524	23	85,646	164,231	773,375	65,559

	⑫	⑬	⑭
	標準税収入額等	普通交付税額	臨時財政対策債 発行可能額
令和2年度	1,441,727	3,780,002	155,149
令和3年度	1,404,745	3,954,510	187,725
令和4年度	1,449,149	3,970,713	50,189

⑮
地方財政法第5 条の4第1項第2 号及び地方財政 法施行令第12条 の規定に基づき 総務大臣が定め る額(特別区のみ 記入)

	実質公債費比率 (単年度)
令和2年度	11.51305
令和3年度	11.17685
令和4年度	11.84740

実質公債費比率 (3カ年平均) (小数点第2位 切り捨て) (%)
11.5

[R3比率]

11.5

	⑥の内訳			
	地方公務員等共 済組合が建設し た職員住宅等の 無償譲渡を受け るために支払う賃 借料(省令第7条 第4号)	社会福祉法人が 施設の建設のた めに借り入れた借 入金の償還に対 する補助(省令第 7条第5号)	その他これらに準 ずると認められる もの(省令第7条 第8号)	利子補給に係るも の(政令第11条第 4号)
令和2年度	17,017	6,683	7,643	5,651
令和3年度	17,736	6,587	5,959	16,454
令和4年度	13,442	6,491	6,198	14,393

(計算式) =
$$\frac{(\textcircled{1} + \textcircled{2} + \textcircled{3} + \textcircled{4} + \textcircled{5} + \textcircled{6} + \textcircled{7}) - (\textcircled{8} + \textcircled{9} + \textcircled{10} + \textcircled{11})}{(\textcircled{12} + \textcircled{13} + \textcircled{14}) - (\textcircled{9} + \textcircled{10} + \textcircled{11})} \times 100$$

将来負担比率

将来負担額 (単位:千円)

地方債の 現在高 ①	債務負担行為 に基づく支出 予定額 ②	公営企業債等 繰入見込額 ③	組合等 負担等見込額 ④	退職手当 負担見込額 ⑤	設立法人の 負債額等 負担見込額 ⑥				連結実質 赤字額 ⑧	組合等連結 実質赤字額 負担見込額 ⑨
						第三セクター ⑦				
12,502,592	71,247	2,958,696	1,868,277	639,642	0	0	0	0	0	0

充当可能財源等

充当可能基金 ⑩	充当可能 特定収入 ⑪		基準財政需要 額 算入見込額 ⑫
		うち都市計画税	
2,139,610	1,155,780	911,016	11,060,599

【計算式】

将来負担額 A (①～⑨までの合計) 18,040,454	—	充当可能財源等 B (⑩～⑫までの合計) 14,355,989	=	A - B 3,684,465	=	将来負担比率 (%) 82.4 [R3比率] 81.9
標準財政規模 C 5,470,051	—	交付税算入公債費等の額 D 1,003,165	=	C - D 4,466,886	=	

【参考】将来負担比率（備荒資金超過納付金を算定に含めた場合の試算）

将来負担額

（単位：千円）

地方債の 現在高	債務負担行為 に基づく支出 予定額	公営企業債等 繰入見込額	組合等 負担等見込額	退職手当 負担見込額	設立法人の 負債額等 負担見込額	第三セクター			連結実質 赤字額	組合等連結 実質赤字額 負担見込額
①	②	③	④	⑤	⑥	⑦			⑧	⑨
12,502,592	71,247	2,958,696	1,868,277	639,642	0	0	0	0	0	0

充当可能財源等

充当可能基金	備荒資金 超過納付金	充当可能 特定収入	うち都市計画税	基準財政需要 額 算入見込額
⑩	⑪	⑫		⑬
2,139,610	1,125,332	1,155,780	911,016	11,060,599

【計算式】

将来負担額 A (①～⑨までの合計)	—	充当可能財源等 B (⑩～⑬までの合計)	A — B	将来負担比率 (%)
18,040,454		15,481,321	2,559,133	
標準財政規模 C	—	交付税算入公債費等の額 D	C — D	57.2
5,470,051		1,003,165	4,466,886	

資金不足比率

＜公営企業会計（法適用）＞								(単位:千円)	
会 計	流動負債 ①	流動資産 ②	控除企業債等 ③	算入企業債 ④	解消可能資金不足額 ⑤	資金不足額 ⑥＝①－②－③＋④－⑤	事業規模 ⑦	資金不足比率(%) ⑥／⑦	〔 R3 比率 〕
水道事業会計	104,686	177,475	85,893	0	0	▲ 158,682	255,186	▲ 62.2	
病院事業会計	279,025	149,886	153,885	85,624	158,160	0	787,398	0.0	

＜公営企業会計（法非適用）＞									R3 比率
会 計	歳出決算額 ①	歳入決算額 ②	翌年度繰越額 ③	未収入特定財源 ④	解消可能資金不足額 ⑤	資金不足額 ⑥＝①－(②－③＋④)－⑤	事業規模 ⑦	資金不足比率（％） ⑥／⑦	
簡易水道事業特別会計	116,327	117,346				▲ 1,019	68,401	▲ 1.5	
下水道事業特別会計	859,285	864,100	51,700	46,885		0	96,906	0.0	0.0

※事業規模は、「営業（医業）収益の額から受託工事収益の額」を差し引いた額。

※資金不足額の「▲」表示は、資金剰余を示す。

※比率の「▲」表示は、黒字比率を示す。

※資金不足額は⑤解消可能資金不足額控除後、最大で0となる。